

平成 21 年 1 月 9 日

総務大臣 鳩山 邦夫 殿

財団法人 助成財団センター
理事長 松方 康

最初の評議員の選任に関する理事の定めの認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 92 条の規定により、最初の評議員の選任に関する理事の定めについて認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

「最初の評議員の選任に関する理事の定め」

1. 選任方法

最初の評議員の選任は、最初の評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が選任する。

2. 理由

総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する事務処理要綱（5）第 5 条（特例民法法人の最初の評議員の選任に関する理事の定めの認可の申請の処理等）の規定に基づくもの。

3. 最初の評議員選定委員会

選定委員会は、理事会が別途定める「最初の評議員選定委員会設置・運営規則」（別添）により設置・運営するものとする。

以上

添付資料：平成 20 年 11 月 21 日臨時理事会議事録